

| 科目名 Course Name | | 開講年次 | 開講学期 | 曜日・時限 |
|--|-------------------------|----------------------|---------------------------|--------------|
| 旅行関連法規 Laws and Regulations of Tourism Industry | | 1年 | 前期 | 別途、時間割参照 |
| 単位数 | 授業の形態 | 授業の性格 | | 履修上の制限 |
| 2単位 | 講義 | 選択 | (観光ビジネス実務士・旅行業務取扱管理者試験必修) | なし |
| 当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目 | | | | |
| 国内旅行実務 I、国内観光地理、旅行業務総合演習 | | | | |
| 同時に履修しておくことが望まれる科目 | | | | |
| 国内旅行実務 I、国内観光地理、旅行業務総合演習 | | | | |
| 担当者に関する情報 | | | | |
| 氏名 | 研究室の場所 | オフィスアワー | | 電話番号・メールアドレス |
| 小鮎 滋則 | 講師室 | 木曜日10時から16時(授業時間を除く) | | 授業中に指示します |
| 授業の概要 | | | | |
| 観光に関する法律全般についての基礎的な知識を学びます。旅行業を初めとする観光産業が守るべき重要な事柄を授業では分かりやすく解説します。また、国家資格である「旅行業務取扱管理者試験」にも対応するものです。 | | | | |
| 授業の目標 | | | | |
| 旅行業者および運輸機関や宿泊機関が遵守しなければならない法律の基礎的な知識を学び、普遍的なビジネス社会のルールを身につけられるようにします。また、国家試験合格にチャレンジできるレベルに達するようにします。 | | | | |
| 授業の方法 | | | | |
| 講義が主体となります。また、授業の進行状況に合わせて、国家試験に出題された過去問題を学習して、理解度を高めるようにします。 | | | | |
| 学習の成果(学習成果) | | | | |
| 1. 旅行会社に就職を希望するものが、旅行商品の企画・販売・旅行実施にあたって知っておくべき旅行業法、旅行業約款、その他の関連法規の基礎知識を習得することが出来ます。 2. 旅行者として旅行会社を利用するにあたり、快適な旅行を楽しむための旅行関連の法律知識を学ぶことが出来ます。 | | | | |
| 授業のスケジュールと内容 | | | | |
| 第1回目 | 旅行業法令 目的と定義 | | | |
| 第2回目 | 旅行業法令 登録・営業保証金 | | | |
| 第3回目 | 旅行業法令 旅行業務取扱管理者・旅行業約款 | | | |
| 第4回目 | 旅行業法令 取引条件の説明・書面の交付・外務員 | | | |
| 第5回目 | 旅行業法令 旅程管理・旅行業者代理業 | | | |
| 第6回目 | 旅行業法令 旅行業協会 | | | |

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 第7回目 | 旅行業約款 企画旅行契約1 | |
| 第8回目 | 旅行業約款 企画旅行契約2 | |
| 第9回目 | 旅行業約款 企画旅行契約3 | |
| 第10回目 | 旅行業約款 企画旅行契約4 | |
| 第11回目 | 旅行業約款 手配旅行契約1 | |
| 第12回目 | 旅行業約款 手配旅行契約2 および旅行相談契約 | |
| 第13回目 | 運送宿泊約款1 | |
| 第14回目 | 運送宿泊約款2 と試験 | |
| 第15回目 | 運送宿泊約款3 まとめ | |
| | | |
| 成績評価の方法と基準 | | |
| 評価の領域 | 割合 | 評価の基準 |
| 授業参加態度 | 20% | 授業で使われる教材を準備して臨んでいる。授業に集中し、必要なことはノートに取り、積極的に質問する。S評価の基準：上記参加態度を全て満たすもの。 |
| レポート | | |
| 調査報告書 | | |
| 小テスト | | |
| 試験 | 80% | 14回目の講義時間に試験を行います。 S評価の基準：S = 90 - 100 |
| 発表内容（態度含む） | | |
| その他 | | |
| 教科書と参考図書 | | |
| 2015年版 U-CANの国内・総合旅行業務取扱管理者 速習レッスン（ユーキャン学び出版） | | |
| 履修上の留意点・ルール | | |
| 国家試験を目指す学生はチャレンジ精神旺盛であることを期待します。 | | |